

上田市水道条例の一部改正について

1 改正の趣旨

上下水道審議会の答申を踏まえ、令和3年度から令和6年度までの水道料金（基本料金部分）を改定するための所要の改正を行う。

2 改正の背景等

(1) 経営方針と財政予測

ア 水道事業においては、「上田市水道ビジョン」、「上田市上下水道事業経営戦略（改訂版）」に基づき、今後10年間の事業の把握と財源との整合性を図りながら、「独立採算制の原則」を保持し、安定した経営を進めていくこととしている。

イ 支出においては、今後、年間約15億円を投じ、計画的に老朽化した水道施設の更新や耐震化を進めていく方針としている。

ウ 収入においては、人口減少により料金収入は減少すると予測され、10年後には内部留保資金が大幅に減少する見込みであり、安定的な経営や突発的に発生する大規模災害等への対応が困難になることが危惧される。

(2) 上下水道審議会の答申内容及び附帯意見

ア 算定期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間とする。

イ 水道料金は、平均改定率8.3%引き上げることが適当である。

ウ 水道料金の改定時期は、令和3年10月1日とすることが適当である。

エ 改定時期について、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見て判断されたい。大規模地震や豪雨災害等が発生した場合も同様に判断されたい（附帯意見）。

3 条例案の概要

水道料金を次のとおり改定する（同条例の別表2を改正）。

量水器 の口径	基本料金（1月につき）		水量料金（1m ³ につき）
	（改正前）	（改正後）	
13mm	596円	712円	1m ³ 以上10m ³ 以下 61円
20mm	1,551円	1,853円	11m ³ 以上30m ³ 以下 154円
25mm	2,753円	3,289円	31m ³ 以上50m ³ 以下 172円
30mm	4,957円	5,922円	51m ³ 以上 181円
40mm	9,810円	11,720円	1m ³ 以上 181円
50mm	17,054円	20,375円	
75mm	37,956円	45,347円	
100mm	69,525円	83,063円	
125mm	110,878円	132,465円	
150mm	149,516円	178,631円	

4 施行日等

(1) 施行日 令和3年10月1日

(2) 経過措置 施行日前から継続して水道を使用している場合、施行日から令和3年11月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定する水道料金は従前の料金とする。